

三

用振替法の適等

—

の法發号名
条律行称
項及の及
び根ひ
そ拠記

○財務省告示第百七十九号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一項及び政府資金調達事務取扱規則（平成十一年大蔵省令第六号）第五条第十一項の規定に基づき、平成二十八年五月二十日に発行した割引短期国債及び政府短期証券の発行条件等を次のとおり告示する。
平成二十八年六月九日

四
發行方法

五
方募

六
イ
イ
發
入価 行争 非者 特国
札格 行 入価・別債
發競 札格 第参市
行争額 發競 I 加場

る七百にに措必のう億額
法年八つ基置要たち九面
律度十いづ法なめ、千金
第予三てき第財の東万額
四算億は発六源施日円で
十分六、行十の策本二
六、千額し九確を大兆
条特万面た条保実震
第別円金割第に施災
一會へ額引四関すか
項計平で短項するら
のに成四期のるたの
規関二千國規特め復
定す十九債定別に興

込募各当も各
み限国ての申
の度債るか込
応額市。らみ
募の場その
額範特のう
を囲別応ち
割内參募応
りに加額募
當お者を価
ていご順格
るてと次の
。各の割高
申応りい

価一を場で競争う札価
格国定特あ争入。
競債め別つ入札に
争市る参て札發に
入場も加、と行
札特の者財同「と
發別にご務時「と
行參よと大にう
「加るに臣行。(以
と者發応がわ
い・行募各れ及
う第へ限國るび
。) I 以度債入価格と
非下額市札格競い入

九 八

七

ロ イ ロ

振 额 最 払

替 額 入 価 入 価
単 額 入 価 入 価
位 面 格 格 第 参 市 第 参 市
金 金 札 格 第 参 市 第 参 市
發 競 I 加 場 行 爭 額 發 競 I 加 場

振五あを千 万二二二
替万つ五万 円千万兆
法円た万円 二千二
のと場円へ 百二千
規す合とた 八百七
定る、すた 十円百
に。そたし、 二九
よるの施省 億十九
振行令最 四九
替の額千億 千億
口日改面 六四
座か正金 百千
簿らが額 二十

面た条特万面た条三四項に法法千にに
金割第別円金政第十項、関第第七つ基
額引一會額府一六、第す
で短項計で短項条第九
二期のに四期の第九十
千國規関千証規一十四
二債定す九券定項五条第
百ににる百にに及條第
七つ基法九つ基び第二
十いづ律十一づ第一項
五てき第九てき百項、
億は發四億は發三、同
円、行十億は發三、同
額し六九、行十第
千額し七百第一計金政二債

十 六	十 五	十 四	十 三	十 二	口	十 イ	十 発
払 者	入 場	元 償		償 行	争 非	者 特 国	入 價 発
込 札	所 金	還		還 入 價	・ 別 債	札 格 行	行
期 参	支 金			期 札 格	第 参 市	發 競 價	
日 加	払 額			限 發 競	I 加 場	行 争 格	日
平 成 二 十 八 年 五 月 二 十 日	財 務 大 臣 か ら 通 知 を 受 け た 者	日 額 本 面 銀 金 行 額 を 百 支 き 円 払 は に う つ つ き 百 翌 行 営 休 業 業 日	償 当 た だ る し と 、 九 還 年 期 五 月 二 十 二 日	平 成 二 十 八 年 五 月 二 十 日	錢 額 八 面 厘 金 額 百 円 に そ に つ き 百 円 三 十 二	錢 額 八 面 厘 金 額 上 百 の 円 に そ に つ き 百 円 三 十 二	平 す 額 の 成 る の 記 二 。 整 載 十 八 年 五 月 二 十 日
		に に			錢 額 八 面 厘 金 額 上 百 の 円 に そ に つ き 百 円 三 十 二		